

論文

## 公正価値会計としての時価会計 —第二類型の理念型を中心として—

駿河台大学経済経営学部教授 孔 炳 龍

### 序

財務会計論の計算体系のうち第一類型と第三類型は今日、井上良二教授が2014年の段階で唱えていた第二類型にコンバージェンスしているように見られる。本稿は、財務会計の計算体系の歴史的変遷をたどりながら、第二類型の理念型<sup>1</sup>の形成過程を明らかにし、公正価値会計としての時価会計のしくみを真部分集合の本来あるべき姿と、実際の姿を比較することで浮き彫りにしていきたいと思う<sup>2</sup>。

現在の日本の金融商品取引法会計は、筆者の見解では、取得原価主義会計の延長上にある時価会計であると思われる。かように、時価会計が、公正価値会計としての時価会計と、取得原価主義会計の延長上にある時価会計とに区別されるのは、包括利益に含まれる純利益が、財産法を主とし損益法を従とするか、損益法を主とし財産法を従とするか、の違いにより明らかになると考える。時価会計のその財務報告目的から演繹的に会計基準が設定されると考えるならば、包括利益に含まれる純利益が、財産法を主

---

1 理念型とは、マックス＝ウェーバーの用語である。複雑多様な現象の中から本質的特徴を抽出し、それらを論理的に組み合わせた理論的モデルである。それを現実にあてはめて現実を理解し、説明しようとする理論的手段である。現実を素材として構成されるが、現実そのものとは異なる理想型といえる。

「コトバンク」「理念型」〈<https://kotobank.jp/word/%E7%90%86%E5%BF%B5%E5%9E%8B-149181>〉2019.12.7参照。

2 一般意味論では、同じ用語について異なることを想定している可能性を指摘している。本稿でとりあげる「時価会計」も、人により想定している内容が異なる場合がある。本稿は、かようなことから、公正価値会計としての時価会計と、取得原価主義会計の延長上にある時価会計を明らかにしている。詳しくは、Hayakawa (1978)。Korzybski (1933)を参照されたい。

とし損益法を従とする考え方により整合性があることは明らかである。本稿では、かような時価会計を第二類型の理念型と呼ぶことにしたい。

本稿では、かような時価会計の第二類型の理念型が形成されてきた経緯を明らかにしていきたいと思う。

## 1. 市川理論から井上理論への変遷

財務会計の計算体系を4つに分類したのは、井上良二教授がはじめてであると思われる。井上良二教授は、財務会計の計算体系を4つに分類するにあたって、次の図表に示されているように、市川教授の博士論文をもとに形成していることを明らかにしていることから、分類のもとになったのは市川教授の2003年の博士論文であることに相違ない。

図表1 財務会計の計算体系

<p>第一類型：財産法<math>\subset</math>損益法，故に損益法利益＝財産法利益                      財産法の利益は損益法の利益に一致する                      財務報告目的：損益計算と利害調整                      計算体系：取得原価主義会計……企業会計審議会，ASBJ</p>	
<p>第二類型：損益法<math>\subset</math>財産法，故に財産法利益<math>\neq</math>損益法利益                      損益法の利益＋その他の包括利益＝財産法の利益                      財務報告目的：企業価値予測（資源の効率的利用の評価に関わる一部の資産等の時価評価と取得原価測定）                      計算体系：時価会計（公正価値会計）の(1) FASB &amp; 同Exposure Draft，及びCon 8, IASB</p>	
<p>第三類型：損益法<math>\subset</math>財産法，故に財産法利益＝損益法利益                      損益法の利益は財産法の利益に一致する                      財務報告目的：企業価値予測（資源の効率的利用の評価に関わる多くの資産等の時価評価。財務業績情報に関して第二類型と異なる。）                      計算体系：時価会計（公正価値会計）の(2) ASB (UK) ……過去のIASB</p>	<p>現在の方向</p>
<p>第四類型：損益法<math>\supset</math>かつ<math>\supset</math>財産法，故に財産法利益＝損益法利益                      財産法と損益法の利益は一致する                      財務報告目的：実体資本維持                      計算体系：時価主義会計</p>	<p>過去に指向されていた方向</p>
	<p>再評価モデルはこの流れともいえる</p>
<p>類型に関しては市川紀子『米国における財務会計の現代的特質』千葉大学大学院社会文化科学研究科博士論文，2003年によって展開されたものである。ただし，本書では類型及び類型の規定方法に編者（井上）の考えを付加しているので若干の相違がある。</p>	

出所：井上良二他（2014、p.7）。

しかしながら、市川教授の著書『財務会計の現代的基盤』（森山書店）から明らかのように、市川教授の博士論文の段階では、財務会計の計算体系は、純粹型資産負債中心観、実践型資産負債中心観、そして収益費用中心観の3つに分類されていたのである<sup>3</sup>。

井上良二教授は、市川教授の博士論文とは異なり、財務報告目的により類型が形成されることを指摘しており、単なる財産法と損益法だけでは分類が成り立ちえないことを指摘している。井上良二教授は次のように述べている。「損益法および財産法という損益計算方法は、本来、そこに盛り込まれる内容によって異なるものを算出する汎用的な機械に類似する。損益法・財産法自らがそこに投入する材料を規定することはできない。したがって、損益法と財産法だけでは計算の体系を特定し、それを類型化することはできない<sup>4</sup>」。

また、井上良二教授は、市川教授と異なり、集合論でそれぞれの類型を明らかにしている。市川教授が「包含」という曖昧な表現を用いているところを「部分集合」や「真部分集合」という形で「C」や「⊂」といった記号により、その関係を厳密に表わしているのである。

そして、損益法と財産法の関係も、部分集合の場合に、「主」と「従」という表現で、どちらにより重きを置いているかを明確に示しているのである。

ここで注目すべきなのが、井上良二教授が第二類型に示されている次の表現である。それは「損益法の利益+その他の包括利益=財産法の利益」である。これは、当時の米国の会計基準をありのままに表現した内容と考えられる。これは、本稿では、包括利益に含まれる純利益が、損益法を主とし財産法を従とするという表現で述べているものである。かような当時の米国の財務会計の計算体系を表わした表現であるが、財産法を主とする考え方には、「損益法の利益」つまり損益法を主とし財産法を従とするという表現の利益は、矛盾を来すことになるのである。かようなことからか、市川教授は、次のように述べている。「本書でいう実践型資産負債中心観

3 市川（2010、p. 207）。

4 井上（2008、p. 5）。

は、時価会計とも呼ばれているが、この時価会計は取得原価主義会計の延長線上にあるといわれることがある<sup>5)</sup>。ここでの実践型資産負債中心観は、井上良二教授が4つに分類した内の第二類型に相当すると考えられる。かように解釈するならば、当時の米国の会計基準は、包括利益を導入した日本の現在の金融商品取引法会計と類似していると考えられることができる。

そこで、次に第二類型について次に見ていくことにしよう。

## 2. 第二類型と米国会計基準

時価会計といった場合、大きくは公正価値会計としての時価会計と、取得原価主義会計の延長上にある時価会計にわかれる。ここで注目すべきは、2008年の段階では、井上良二教授が指摘していなかった「公正価値会計」という表現である。図表1には、時価会計に公正価値会計が括弧づけで示されているが、2008年の著書の中では「公正価値会計」とは示されていない。実は、本稿で指摘している第二類型の理念型が登場してくる背景には、かような「公正価値会計」としての時価会計という表現が深く関わっていると考えられるのである。

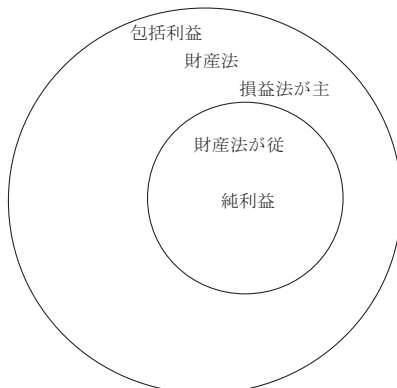
井上良二教授によると、財務会計の計算体系の第二類型の米国の会計は、公正価値会計としての時価会計に相当することになる。井上良二教授は第二類型について、次のように述べている。「第二類型は、損益法は財産法の本部分集合であるから、財産法で計算される利益（包括利益）の一部の計算（純損益の計算）をする方法であり、財産法の利益と一致するためには、その他の要素（その他の包括利益）を加算する必要がある計算構造である。注意しなければならないことはその他の要素は利益を構成する要素であって、わが国の現時点での評価・換算差額等のように純資産直入項目ではないものということである。この計算体系では損益法による独自の計算も重要な意味を持つから、その他の包括利益のうち実現しているものを純利益の計算に戻入れ計算をする。…（中略）…稼得利益（earnings）と

5 市川（2010、pp. 202-203）。

は…（中略）…現金から始まり現金に終わる一循環は投資とその回収を意味するものであり、投資の実質的な終了あるいは現実的な終了、すなわち『実現』を意味するものと解される。したがって、稼得利益は包括利益のうち『実質的にあるいは現実に実現した』利益の部分を示すものであるといえる。…（中略）…そうであれば、稼得利益の計算に際して想定されているものは、わが国でいう損益法により計算される利益であると解するのが妥当であろう。それに対して、包括利益は、純資産の期末と期首の比較が想定されていると考えられる。よってそこではわが国でいう財産法による利益計算が想定されているといわざるを得ない」と示している<sup>6</sup>。ここで、井上良二教授の類型では、第一類型と異なり第二類型において、損益法が財産法の真部分集合であることに注目しなければならない。つまり、財産法に損益法が完全に含まれており、損益法にはない部分を財産法は有していることになる。したがって、この場合には、財産法と損益法が一致しないのである。

しかるに、ここで注目すべき点は、井上良二教授は、包括利益と真部分

図表2 米国の第二類型



井上（2008）をもとに筆者が作成

6 井上（2008、pp. 10-11）。本稿では、2つの異なる理念上の純利益を考察するが、それは、まさに損益法を中心とする純利益と、財産法を中心とする純利益の相違に相当するといえる。

集合の関係にある稼得利益が「わが国でいう損益法により計算される利益であると解するのが妥当であろう」と述べていることである<sup>7</sup>。かように考えるならば、包括利益を導入した日本の金融商品取引法会計は、当時の米国会計と同様にまさに公正価値会計としての時価会計として位置づけることが可能になってしまうことになる。しかるに、本稿では、かようには考えないのである。なぜならば、包括利益に含まれる純利益が、財産法を主とし損益法を従とするか、損益法を主とし財産法を従とするかで、公正価値会計としての時価会計と、取得原価主義会計の延長上の時価会計に明確に分かれるからである。公正価値会計としての時価会計としての第二類型は、実は、当時の米国の会計基準のありのままの姿ではなく、第二類型の理念型にあると本稿は考えるのである。

当時の米国の第二類型を図表で表わすと、次のようになる。

第二類型の理念型の考察に入る前に、第三類型について次に触れておこう。実は、第三類型における財産法と損益法の関係と、その後の第三類型の変化は、第二類型の理念型を考える場合に重要になってくると考えられるからである。

### 3. 第三類型の変化と第二類型の理念型

井上良二教授は、財務会計の計算体系の中で、第三類型の国際会計基準も公正価値会計としての時価会計に相当すると考えている。第三類型について、井上良二教授は次のように述べている。「第三類型では、損益法は財産法の部分集合であるから、財産法と矛盾しないかぎりでの存在が認められる。真部分集合ではないので、損益法によって計算される利益は財産法によって計算される利益と一致する。この第三類型の特徴は、財産法と損益法の結合関係が財産法を主とする。そして、損益法がその財産法の範囲内でのみその存在が認められるに過ぎないのである<sup>8</sup>」。

類型間の関係でいえば、この類型は、丁度、第一類型の反対になると思

7 井上 (2008, p. 11)。

8 井上 (2008, p. 12)。

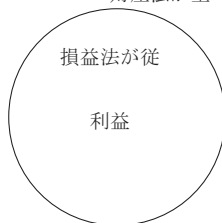
公正価値会計としての時価会計—第二類型の理念型を中心として—

われる。時価会計をとらえる見方としては、今日の、日本における会計との関わりで見過ごせないものといえよう。とりわけ、「第三類型では、企業価値の予測にとって有用な将来キャッシュ・フロー予測を可能にする情報の提供が目的とされる。したがって、将来キャッシュ獲得能力の表現あるいは将来キャッシュ支払義務の表現が重要である。そこでの獲得能力は資産、支払義務は負債である。よって、この目的の下では資産・負債アプローチがとられる。したがって、損益計算からの情報は、インカム・ゲイン情報としての意味が全くないということはないが、主として、資源の効率的な利用の評価という意味での業績評価によって将来キャッシュ・フロー予測に役立つことという点で意味を与えられることになる」と述べられているところは<sup>9</sup>、日本の会計である第一類型の取得原価主義会計と大きく異なることになる。

第三類型を図表で表わすと、図表3のようになる。

国際会計基準も図表1に示されておりように、純利益と共に包括利益を公表するようになったことから、第二類型へ向かっている。しかしながら、ここでの純利益が問題なのである。米国の当初の純利益と日本基準の純利益では、損益法が主で財産法が従の純利益であるのに対して、国際会計基準での純利益は、財産法が主で損益法が従になっているのである。これは、公正価値会計としての時価会計の理念型を考える場合に重要な変化であると筆者は考える。

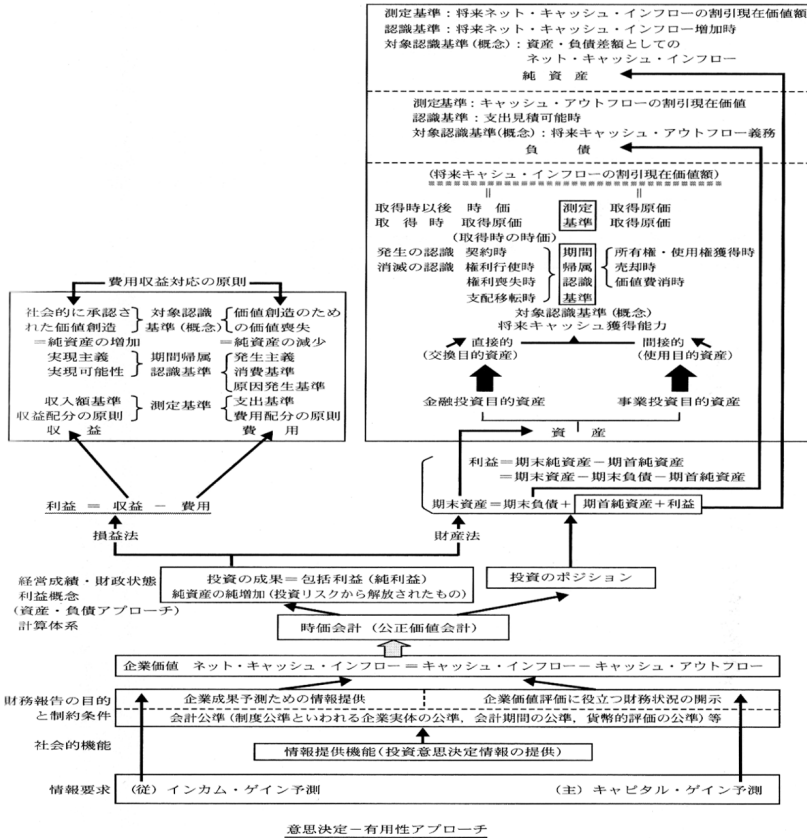
図表3 第三類型  
財産法が主



9 井上 (2008, pp. 12-13)。



図表4 公正価値会計の時価会計の理念型



出所：井上 (2008, p. 83)

次に、井上良二教授の体系図を示すことにしよう。図表4は、公正価値会計としての時価会計の体系図と筆者は考える。この体系図では、「意思決定有用性アプローチ」を根に、幹や葉としての時価会計が形成されている。この体系図では、純利益も包括利益も共に、財産法を主とし、損益法を従とする（これを一般には資産負債アプローチという）公正価値会計としての時価会計の理念型が形成されていると筆者は考えるのである。まさに、この体系図の中では、何ら矛盾を孕むことなく理路整然と時価会計が明示されているのである。



一方、4つの類型に示されている第二類型では、損益法を主とし財産法を従とする純利益を包括利益が真部分集合としているのである。この関係は、一見矛盾なく理解されがちであるが、収益費用アプローチ（損益法が主で財産法が従）と資産負債アプローチ（財産法が主で損益法が従）が混在しており、矛盾を孕んでいるのである。かような第二類型は、まさに、日本の現在の金融商品取引法会計である、取得原価主義会計の延長上になる時価会計そのものであるからである。

#### 4. 公正価値会計としての時価会計の理念型と、取得原価主義会計の延長上にある時価会計

これまでの日本の会計は、井上良二教授が2014年までに述べていたところでは、財務会計の第一類型に該当し、取得原価主義会計として位置づけられていた。そこで、井上良二教授による財務会計の計算体系として第一類型を紹介しよう。第一類型では、「財産法は損益法の部分集合であるから、損益法に矛盾しないかぎりで存在する。したがって、形態的には、損益法による利益額と財産法による利益額は一致する関係とされている。より、正確には、財産法の損益計算は貸借対照表において独立の計算をするが、その結果は損益法の利益額と必ず一致するように仕組みられている<sup>10</sup>」。

第一類型では、取得原価主義会計を前提としている。この取得原価主義会計では、当期純利益は、資本投下額から資本回収額および未回収投下資本額を差し引くことによって計算されることになる。しかしながら、日本の金融商品取引法会計は2011年から、上場企業は連結財務諸表で包括利益を表示することになった。かようなことから、筆者は、井上良二教授が述べている第一類型は、金融商品取引法会計については、同じく井上良二教授が指摘している、取得原価主義会計の延長上にある時価会計といった方が、現時点ではよりふさわしいと考える。そこで、取得原価主義会計の延長上にある時価会計であるが、井上良二教授は次のように述べている。

---

10 井上良二他（2014、p.7）。

「(1)取得原価主義会計のもとで収益の認識との同一性を主張する。(2)一部貨幣性資産の時価評価が取得原価主義会計のもとで実現概念と矛盾するものではないことを主張する。そして(3)費用性資産についての評価は取得原価主義会計の費用性資産の測定と同一であることを主張する<sup>11)</sup>」。

このうち、(1)については、次のように述べている。「(1)収益の認識に関しては、収益の認識の基準を基本的に実現主義のもとで考え、新しく認識されるべき項目となったものについてもその実現概念のもとで説明できるとするか、「リスクからの解放」という考え方で考えるものである。例えば、売買目的の有価証券を期末時価で評価し、評価差額を運用益であると考えられる場合、売買目的有価証券については活発な市場が存在し、容易に換金可能であり、現金を保有しているものと実態は同様であるから、実現概念を充足するとする。有価証券そのものが貨幣性資産であるという考え方が背後にある場合には、この考え方は実現の二要件、財貨・用役の引渡しと貨幣性資産の流入のうちの前者の要件は充足しないが、引渡先を努力なしに得られるのであるから、まさに、実現そのものと考えられることになる<sup>12)</sup>」。また、(2)については、次のように述べている。

「(2)は、売買目的の有価証券、その他有価証券の時価評価に見られるものである。売買目的の有価証券は貨幣性資産の投資によって得た有価証券であるが、貨幣性資産に還帰していなくても投資リスクから実質的に解放され、投資の成果を得たものと見ることができるとする。この場合の投資のリスクとは、投資の回収の不確実性であると考えられる。

活発な市場の存在が仮定されるかぎり、投資の回収の不確実は存在しないと考えることになるのであろう。こうして、実現概念に抵触するものではなく、リスクから解放されているかぎり、時価で評価し、評価差額は実現したものと考えても取得原価主義会計と矛盾するものではないとすることになる<sup>13)</sup>」。

後で考察することになるのであるが、取得原価主義会計の「取得原価」

11 井上 (2014, p. 31)。

12 井上 (2014, p. 31)。

13 井上 (2014, p. 31)。

が時価会計の「取得原価」と比較されるとき、かような取得原価主義会計の延長上に時価会計を想定した場合、論理矛盾を来す恐れがあるが、なんら矛盾なく受け入れる研究者が多い<sup>14</sup>。問題は、取得原価主義会計と時価会計を比較する場合に、どのような意味で取得原価主義会計を用いているのか、どのような意味で時価会計を比較として用いているのかによって、自ずと、「取得原価」の意味が変わってくるので、注意が必要である。これは、損益計算書では、収益の認識基準に違いが表われると考えられる。昨今、日本で導入された新しい収益認識基準は、これまでの収益の認識基準と明らかに異なるのである。また(3)について井上教授は次のように述べている。

〔(3)費用性資産への減損会計の適用に見られるものである。減損会計を低価基準の論理と同様な論理で解釈しようとするものである。低価基準を期間損益計算の観点から正当性を認める考え方は、…（中略）…そこでは、低価基準における時価が残存有用性の測定値あるいは回収可能額を表現するものであると考え、期末の棚卸資産の価格下落がこの残存有用性あるいは回収可能性の下落を意味し、棚卸資産に時価を付することが妥当であるとする。なぜならば、棚卸資産の当初取得価額はその時点での時価を意味する。したがって、原価とは、本来、有用性の測定値あるいは回収可能額を表すものであると考えるのである。それゆえに、期末の段階で時価が取得価額を下回る場合には、その取得価額は原価が本来示すべき有用性の測定値あるいは回収可能額を表現しなくなっていることを意味する。そうであれば、原価本来の意味を回復するために期末時点での時価を付することが必要になる。言い換えれば、時価を付すということは取得原価を費消されたものと未費消のものに配分することによって適正な期間損益計算を行うことを意味する。詳言すれば、当期の適切な期間損益計算のために費消された部分（有用性の減少あるいは回収可能性の減少分）を的確に把握し、次期以降の適正な損益計算のために未費消の部分（有用性の残存分あるい

14 第二類型の時価会計は、損益法が財産法の真部分集合になっていることから、当期純利益までが収益・費用アプローチであるとは考えられない。すべて資産・負債アプローチといえよう。

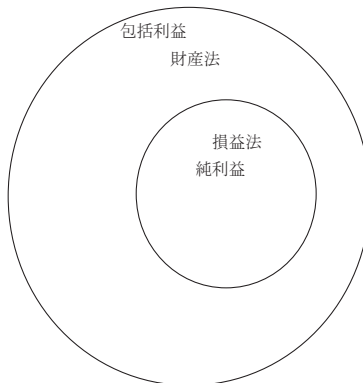
は回収可能額)を的確に把握する。このことが取得原価主義会計にとって非常に重要だということを主張していることになる。この意味からいえば、時価に基づく資産価値の期間配分は、適切な原価の付け替えという意味で原価に基づく期間配分の1つの形態に過ぎないということになる<sup>15)</sup>。

これら取得原価主義会計の延長上にある時価会計では、従来からの収益費用アプローチ(損益法が主で財産法が従)を重視する考え方であることがわかる。一方、第二類型を図示するならば、図表5のようになるだろう。また、公正価値会計としての時価会計の理念型は、図表で示すならば、次の図表6のようになる。一方、取得原価主義会計の延長上にある時価会計は、図表7のように示すことができる。

## おわりに

公正価値会計としての時価会計の理念型は、財産法を主として、損益法を従とする、当期純利益を財産法が含む、真部分集合としての時価会計で

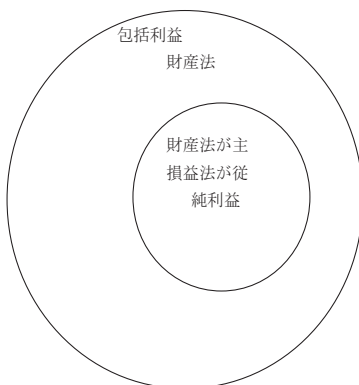
図表5 公正価値会計としての  
時価会計



井上(2008)をもとに筆者が作成

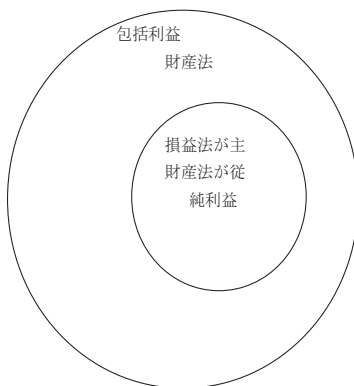
15 井上(2014, pp. 31-32)。

**図表6** 公正価値会計としての  
時価会計の理念型



井上（2008）をもとに筆者が作成

**図表7** 取得原価主義会計の延  
長上になる時価会計



井上（2008）をもとに筆者が作成

ある。財産法を主とし、損益法を従とする当期純利益は、貸借対照表では、「取得原価基準」の違いとして表われ、損益計算書では、「実現基準」の違いとして表れると考えられる。

取得原価主義会計の延長上にある時価会計では、当期純利益が、損益法を主とし、財産法を従とするもので、それを財産法が真部分集合で含むも

のである。

論理整合性を考えた場合、取得原価主義会計の延長上にある時価会計は、その論理整合性に問題があるといえよう。本来、財産法に真部分集合で含まれる当期純利益は、財産法を主とし、損益法を従とするものでなければ、論理整合しない。第2類型が形成された段階では、論理整合しない形で、損益法を主とし、財産法を従とする当期純利益を真部分集合で財産法が含まれる形であった。

しかるに、第三類型である国際会計基準が、包括利益と当期純利益を並立し、第二類型に近づくことで、第二類型の理念型に近い会計基準が形成されたのである。なぜならば、第三類型では、財産法を主とし損益法を従とする当期純利益を財産法が、真部分集合で含むことになったからである。

昨今の収益の認識基準のコンバージェンスは、取得原価主義会計の延長上にある時価会計を公正価値会計の時価会計、ひいていえば、第二類型の理念型に収束する動きとみることができる。

新しい収益の認識基準は、財産法を主とし、損益法を従とする資産負債アプローチを採用している。これは、損益計算書において、実現基準に変革をもたらしたものである。とりわけ、米国の会計基準と日本の上場企業の会計基準では、損益法を主とし、財産法を従とする当期純利益を、財産法を主として、損益法を従とする当期純利益に変えることを意味するのである。したがって、第二類型に相当する、米国の会計基準と、日本の金融証券取引法会計は、第二類型の理念型に近づいたことになるのである。

一方、貸借対照表では、財産法が主で損益法が従の当期純利益と、損益法が主で財産法が従の当期純利益の違いは、取得原価基準の違いに表われる。たとえば、減損会計ならば、戻し入れをするか否か、また、棚卸資産であるならば、同様に戻し入れをするか否かに、違いが表われる。

取得原価主義会計の延長上にある時価会計は、貨幣動態に着目することから、戻し入れをしない。これは、損益法を主とし、財産法を従とする当期純利益と整合する。しかしながら、第2類型の理念型である。財産法を主として損益法を従とする当期純利益の場合には、財貨動態に着目することから、戻し入れをする。

公正価値会計としての時価会計—第二類型の理念型を中心として—

今後、第二類型の理念型に収束するならば、米国会計基準と、日本の金融商品取引法会計に関して、収益の認識基準の次には、減損会計や棚卸資産会計について、戻し入れの変更が考えられる。

## 引用・参考文献

(外国文献)

Hayakawa, S.L., *Langue in Thought and Action, Fourth Edition*, Jovanovich, Inc, 1978.

Korzybski, Alfred., *Science and Sanity: An Introduction to Non-Aristotelian Systems and General Semantics*. Lancaster, Pa.: Science Press Printing Company. 1933

(日本文献)

市川紀子『財務会計の現代的基盤 FASB「討議資料」・概念的フレームワークの中心観を基軸に』森山書店、2010年。

井上良二『財務会計論』税務経理協会、2008年。

井上良二編『財務会計論』税務経理協会、2014年。

(インターネット文献)

「コトバンク」「理念型」〈<https://kotobank.jp/word/%E7%90%86%E5%BF%B5%E5%9E%8B-149181>〉2019. 12. 7参照。